



お問い合わせ先

大津市報道資料
市政記者各位

担当者	DX推進室			担当：大庭	
連絡先	077-528-2727			内線 3826	
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	3	13	33	2	2

令和7年1月20日

2月3日（月）から
キャッシュレス決済が利用できる窓口・施設が増えます

「戸籍住民課」「税の窓口」「歴史博物館」「生涯学習センター」「長等創作展示館・三橋節子美術館」で利用可能なキャッシュレス決済が、2月から新たに「介護保険課」「路政課」「市政情報課」でも利用できるようになります。

【利用できる窓口・施設】

- ・戸籍住民課／市役所本館1階
住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書などの交付手数料
- ・税の窓口／市役所本館1階
課税証明書、納税証明書、評価証明書などの交付手数料（税金の窓口
支払いには利用不可）
- ・介護保険課／市役所本館2階（新規）
介護保険認定資料の写しの交付に係るコピー代
- ・路政課／市役所本館4階（新規）
土木証明等手数料
- ・市政情報課／市役所新館7階（新規）
公文書の写しの交付等に係るコピー代
- ・歴史博物館
観覧料、定期券（れきはくカード）、博物館資料の特別利用料、
企画展示室の使用料、刊行物・グッズ販売料
- ・生涯学習センター
施設使用料、附帯設備使用料
- ・長等創作展示館・三橋節子美術館
観覧料、館使用料、刊行物販売料、その他施設の使用に係る使用料

【利用できる決済サービス】※詳細は別紙参照

- ・コード決済 PayPay、d払い、auPay など
- ・電子マネー iD、QUICPay、WAON、ICOCA など
- ・クレジットカード VISA、Mastercard、JCB など

詳細はホームページ（右の二次元バーコード）に掲載予定です。
また、広報おおつ2月1日号にも掲載予定です。

